

1789年フランス人権宣言における財産権（三・完）

田 村 理

はじめに

I. フランス革命前夜の財産をめぐる状況

〈1〉 土地問題

〈2〉 財産に対する規制

II. 1789年人権宣言の成立

〈1〉 権利宣言要求の動きと propriété 条項

〈2〉 憲法制定国民議会の人権宣言制定作業

〈3〉 重要な草案および89年人権宣言の思想的背景の検討

〈4〉 89年人権宣言の91年憲法への編入 (以上16巻1号)

III. 1789年人権宣言における la propriété の具体的内容

〈1〉 土地問題

〈2〉 商業・食糧問題 — 穀物取引の自由

〈3〉 その他の propriété 問題 (以上16巻2号)

〈4〉 propriété とはいかなる権利か (以下本号)

(1) 前提的検討 — 人権宣言2条と17条

(2) 何をどうする権利か

a) 何を? b) どうする権利か?

(3) 訳語の検討

IV. 1789年人権宣言における財産権保障の理論

〈1〉 所有・財産権の正当化の理論

〈2〉 法律による財産権保障

(1) ロックとルソーの混在

(2) ルソーの定式における左派と右派の混在

〈3〉財産権保障の限界

V. 1789年人権宣言における財産権保障の目的

むすび

〈4〉 *propriété* とはいかなる権利か

(1) 前提的検討——人権宣言2条と17条

89年人権宣言においては、その2条と17条に二度 *propriété* に関する規定が登場する。2条ではあらゆる政治的結合がその保障を目的とするところの自然権の一つとして *la propriété* が規定された。さらにそれをうけて17条においては *les propriétés* ないし *la propriété* の神聖不可侵と収用の際の正当で事前の補償が規定された。この二つの *propriété* は異なる内容をもつものかどうかがまずここで検討されなければならない。

稲本洋之助教授は、*la propriété* と *les propriétés* という用語の違いとも関係させて2条と17条の *propriété* を区別することを主張されている。2条の *la propriété* は物的所有に限らず *personne* (「自己自身」) に対する *propriété* に対応するより広いシェースの言う *propriété* である。それに対して17条を *les propriétés* と考え、それは「封建的性格をのこした土地所有」⁽¹⁾ であるとする。また前者は「非常に普遍的な内容を持つ」のに対して後者は「非常に特殊な利益を、その当時ある階層の人々にとって重要であった利益を反映するものであった」⁽²⁾ とし、所有一般(2条)と当時の具体的な土地所有(17条)の間に「『懸絶的』な関係」⁽³⁾ があると主張されている。稲本教授のこの指摘は人権宣言の *propriété* の中には近代的意味での所有と前近代的な意味でのそれが同時に含まれてしまっていること、所有一般と土地所有との相違を強調される点で非常に重要である。しかしそれらを各々2条と17条に明確に分割してしまうこと、その上で2条と17条の距離を過度に強調することには慎重な配慮が必要であると思われる。もちろん稲本教授ご自身もそれを十分に意識した上で区別を強調しておられるのであるが⁽⁴⁾、ここでは私なりに以下の点を指摘しておきたいと思う。

2条については、そこでの *la propriété* が「直ちに物的所有であるのではなく、人間にとっては自分にプロパーな領域があるということに他なら」ず、こ

れが「『自由』と並ぶ意味での *propriété* である」⁽⁵⁾と稲本教授は指摘されている。確かにそこには物的所有に限らぬより広い意味での *propriété* の観念が含まれていると考えるべきである。シェースのような「自己自身」の *propriété* という観念はかなり強い影響力をもち、制憲議会に浸透していた。そのことはいくつかの人権宣言草案に「自己自身」の *propriété* という定式が登場することにもうかがわれる⁽⁶⁾。無体財産権が引き出されてきた経過からもそれは理解できる。ただ2条の *la propriété* がシェース流のそれに限られると言い切ることは難しいであろう。なぜなら後にも検討するとおり当時の議会において *propriété* の正当化論について「自己自身」の *propriété* 論に一義的に合意があったとは言えないし、また教会財産の国有化には様々な *propriété* 論が登場したことからもそれはうかがえる。また「自己自身」の *propriété* という観念もなんらかの経済的利益や行為を中核とし、それを正当化するための議論であったと考えるべきであろう⁽⁷⁾。その意味では他の物的 *propriété* 論との差異は相対的である。

次に17条については、まず *la propriété* と *les propriétés* という言葉上の差異を過度に強調しすぎないようにする必要があるだろう。「封建的」権利の保障を目的に *les propriétés* という複数形が選ばれた可能性はもちろんあるけれど、それは *la propriété* と互換可能なものだったと思われる。デュポールが最初に提案し議会で採択された17条は *la propriété* を用いていた。また *les propriétés* に改変されても89年段階では議会で問題にはさなかった。また91年段階でもレドゥレルの修正案に対して多くの議論がされたわけではない。そうだとすれば *les propriétés* でも *la propriété* でもそこで保障されるものは、「封建的」権利も含めたものとなるであろう⁽⁸⁾。

また *la propriété* という単数定冠詞付きの *propriété* がより抽象的で普遍的なニュアンスを持つことは理解できる。レドゥレルが1791年8月8日に *les propriétés* は「一つの権利 (*un droit*)」とは呼べず、一つの権利なのは *la propriété* であるとして17条の修正を求めたことにもそれは表れている。それに対して *les propriétés* という表現が具体的なニュアンスをもつことも理解できる。しかしそれが「封建的性格をのこした」「土地所有」に限られるかどうかは疑問の余地があるのではないか。先にこの点に関する仮説を紹介した(本稿II<4>) スュエルは *les propriétés* という表現が具体的な意味あいを持つだけでなくより広く一般的な射程を持つのだとして、17条の *les propriétés* に「封建

的」権利が含まれることを主張している。そして彼はまた民法上の狭い意味での所有権が la propriété であるとし、これとの対比で les propriétés をより広いものとしている⁽⁹⁾。こうした点を考慮すると les propriétés という言葉の含意は必ずしも「土地所有」に限られるとは言い切れないであろう。

また la か les かの問題とは別に、この規定は土地の収用と補償を念頭においた規定であり、特に後半部分はそうしたものとして歴史的に形成されてきた定式である⁽¹⁰⁾。しかし前半の propriété は「神聖不可侵」であるという規定は、この人権宣言ではより広い役割を担っていたと思われる。ジロンド憲法草案においてもジャコバン憲法における人権宣言においても sa propriété の収用規定とは別に狭い意味での「所有権」に限らぬ le droit de propriété の定義規定が置かれ、また経済的自由に関わる規定も別に設けられる⁽¹¹⁾。しかし89年人権宣言においてはそれらはすべて17条の propriété の「神聖不可侵」という定式に集約されていたように思われる。様々な経済的問題の議論の中で propriété の「神聖不可侵」が語られていることからこうした可能性は推測できる⁽¹²⁾。

このようにみえてくると、2条の la propriété は物的な propriété に限らず人的な propriété も含めた広い意味での（その意味でシェース的な）内容をも含むが、その場合でも中核はやはり経済的利益である。また17条の la（ないし les）propriété(s)は、具体的で広範な経済的利益を含むものであるということになる。したがって、両者がそれぞれ別の守備範囲を持つというよりも2条の一般的規定をうけてさらに個別具体的に規定したのが17条であると考えるのが妥当である⁽¹³⁾。そして後に論ずるように、「封建的」権利をそこに含む限りでは、人権宣言は「自己自身」の propriété 論だけでは貫徹し得ないであろう。

こうした理解にたつて以下では特に具体的規定である17条の propriété についてその中身を検討する。

(2) 何をどうする権利か

a) 何を？

〈1〉～〈3〉の検討からすると、人権宣言17条の la propriété は土地や労働生産物といった有対物に限らず、債権や無体財産権をも含んだかなり広い内容を既に持っていたとみてよいであろう。そのみならずここには一定の前近代的な財産がその対象に含まれていたことも忘れてはならない。ここでは以下の二点に特に注目をしてもう一度整理しておきたい。

その第一点は、ロックやシェースのような「自己自身」の *propriété* から経済的利益に対する *propriété* を正当化する理論の影響力とそれによって *propriété* の対象として観念されるようになるものの存在である。

無体財産を正当化するために、「思考」に対する *propriété* が設定され、それが *personnelle* な *propriété* であるという議論がなされていたことにもそれは表れている。

またこの理論によって「労働力」をも一つの *propriété* の対象とすることが可能となったことも重要である。「労働」は「自己自身」の *propriété* の行使であるが、「自己自身」と区別されることによって一つの独立した *propriété* の対象となる。制憲議会においてもそのことは確認されていると思われる。ここではいわゆるダラルド法の制定作業の際のダラルドの発言を引用しておこう。

「労働をする能力は人権のうちで第一のものです。この権利は人間の *propriété* です。そしておそらく……それは最も神聖で時効にかからぬ第一の *propriété* です。」⁽¹⁴⁾

第二に、革命以前には *propriété* とみなされていたもののうち一定のものが *propriété* として維持・再編されたことと、別のものは *propriété* とは以後みなさないとされたことの双方に注目しておきたい。例えば8月4日の「封建制」廃止までは「封建的」特権のすべてが *propriété* とみなされていた。それを要約的に表現するのは1789年6月23日の「国王の意図宣言」⁽¹⁵⁾である。その12条は次のように *propriété* についてのべている。

「例外なしにすべての *les propriétés* は常に尊重される。陛下は明示的に次のものを *propriété* の名のもとに含めておられる。『十分の一税』『サンス』『定期金(rente)』『封建的領主的権利および義務』、土地や封土に付着した人は人に帰属するすべての実利的、名誉的な権利および特権である。」

これらのものから、名誉上の権利やマンモルト、人的隷属に関わる諸権利は8月4日以降廃止された。いわゆる「人的権利」は *propriété* とはみなされなくなったのである。そのことはいくつかの人権宣言草案にも表現されている（例えば前述のタルジェ草案18条）。それに対して「資産の譲渡の対価」とみなされた実利的権利は、「土地借地料や単なる負担と同視され」、買い戻しがなされるまでは *propriété* として維持されたのである。また十分の一税や教会財産はその財産の公的な性格、自然権としての *propriété* は個人にしか保障されないこ

などを理由に没収され、聖職者身分の *propriété* とはみなされなくなった。他方、国庫に対する様々な債権は *propriété* として維持されたのである。

b) どうする権利か？

このように単に有体物だけではなくより広い対象をもった *propriété* が成立するためには、*propriété* とは何をなす権利かについての共通の観念が存在するように思われる。フランスにおける無体所有権についての研究のなかで山本桂一氏は「民法典の規定にあらわれた所有権は、有対物を目的物とするもののみであるが、有対物のほかに人の排他的支配の対象となるべき無形の存在があって、それが所有権同様の絶対的支配利用の諸権能の源泉となるという考え方は、民法典以前からも存在していたし、法制定以後も根強く行なわれた。」⁽¹⁶⁾と述べられている。このような考え方を成立させる観念は物の排他的支配すなわち「専有 *appropriation*」の法的観念である。そこからは、即物的対内的な独占的受益の状態すなわち排他的利用処分の権能だけでなく、対外的人的な、「外部からの侵害に対し、これを排除し、回復を求め得る権能」が生ずる。そしてこのような専有の観念を通じて「無体的権利がこの排他的支配の特権的性能を含むことがこれに所有権の一般的名称を帶有させる根拠であり、そこにまた一般的所有権との共通性、類似性を肯定し得る。」⁽¹⁷⁾との指摘がなされている。

このように *propriété* を排他的支配と結びつけて観念するという考え方は、制憲議会にも存在した。例えば教会財産を擁護したカミュは *propriété* の本質を「第三者が私の意思に反してある物を処分する能力を排除することのできる権能」であるとし、ディマル師は *propriété* を「根本的に性格づけるものは同一の対象に対するすべての占有を排除する権利である。」と述べているのはすでに確認した。劇作家等の著作権を保障するデクレの審議にあたって、ル・シャブリエも前述の工業所有権での議論と同様に著者の「思考」の *propriété* が最も神聖で *personnelle* で不可侵であるとした上で、排他的支配について「思考の領域を開拓する人々が、彼らの労働からなんらかの成果を引き出すのであるから、彼らの存命中と死後何年かは、何人も彼らの承認なしには彼らの才能 (*génie*) の産物を処分することはできないとするべきである。」⁽¹⁸⁾と述べている。

またこの排他的「支配」はさらに具体的には、ローマ法的な使用 (*usus*)・収益 (*fructus*)・処分 (*abusus*) のことであるという考え方⁽¹⁹⁾は、かなり浸透していたように思われる。教会財産の国有化をめぐってトレヤールは *propriété*

を「使用し (user) 処分する (abuser) 権利」と定義していた。ただしこの abus するという語はラテン語の「使い尽くすこと」に由来するものであるが、フランス語では abuser は「濫用する」ことを意味するので、この語の使用には抵抗もみられた。しかし abuser にかえて disposer という語が「処分する」の意味に用いられているようである。例えば前述タルジェの人権宣言草案 (II <3> (2)) でも la propriété は使用し (user) 処分する (disposer) 権利であるとの定義がなされている。また後に出されるジャコバン憲法の人権宣言16条は「le droit de propriété はすべての市民が任意にその財産、所得、労働および技術的能力 (industrie) の成果を収益 (jouir) し処分 (disposer) する権利である。」とするにいたる。

制憲議会における la propriété とは、土地その他の有体物だけでなく無体財産や債権や労働力、さらに封建的特権の一部をも含む広い財産的利益の源泉を排他的に使用・収益・処分する権利であつたとまとめることができるのではなかろうか。

(3) 訳語の検討

以上のように17条の la(les) propriété(s)を捉え得るとすれば、次のような今村成和氏の記述には若干の疑問の余地がある。

今村氏は「近代的意味における所有権とは、物に対する、使用・収益・処分を内容とする排他的な支配権として観念されている」⁽²⁰⁾と定義し、この近代的所有権は新興市民階級のイデオロギーであり、それを媒介として資本主義経済が急速な発展を遂げたとする。そして資本主義の発達への憲法的保障のうえに及ぼした影響として所有権の比重が相対的に低下し、その結果として憲法における所有権保障は所有権以外の権利をも含む財産権の保障を意味するものとなったと指摘しておられる⁽²¹⁾。

「所有権」の定義と「財産権」との区別、「所有権」以外も広く含む「財産権」の用語法からすれば、今村氏は「所有権」の語を民法上の狭い意味で用い、それ以外のものを広く含む場合は「財産権」という用語を用いておられると思われる。そして本稿で対象としている近代市民革命期においては憲法的に保障されるのは「所有権」であるということを基本にしているようである。またこのような理解は一般的であるようにも思う。しかし上で示したように少なくとも

フランス革命期の制憲議会においては、民事上の狭い意味での「所有権」ではカヴァーしきれない様々な経済的利益が *propriété* と観念され、それらがなんらかの形で人権宣言や憲法と結びつけて論じられていた。したがって、「所有権」と「財産権」を厳密に区別して用いるのならば、17条の *propriété* はやはり「財産権」という用語を与えるのが妥当である。それは、今日「財産権」を定義づけるときにその対象とされるもののほとんどを既に含んだ広い概念だったのである⁽²²⁾。

それでは2条の *la propriété* にはどのような訳語を与えることが妥当であろうか。先に2条の *la propriété* はなんらかの財産的利益を正当化するためのものであるとの留保をつけた上で、それが物的所有に限らず人に固有なものにたいする *propriété* というより広く普遍的な意味をも持つと考え得ることを述べた。そうであるならば、17条の一般規定として、17条の「財産権」よりもやや抽象的に「所有」という言葉を自然権の一つとしての *la propriété* にあてることが可能ではないであろうか。しかしその場合でもこの「所有」は、財産的・経済的利益をその中核とし、それを正当化するための「所有」であったことをあらためて留保しておきたい。

IV. 1789年人権宣言における財産保障の理論

〈1〉所有・財産権の正当化理論

制憲議会においては所有および財産権を正当化し、基礎づけるためにどのような理論を用いたであろうか。既に述べたとおり、ロック、シェース流の「自己自身」の所有→行動・労働の所有→物的所有という正当化理論がかなり強い影響力をもったことは確かである。しかし「封建的」権利をもその内容に含めるためにはこの「自己自身」の所有→「労働」による所有論のみでは対応ができなかった。そのことはシェース自身が「封建的」権利を正当化する際にこの労働による所有論を主張しなかったことに端的に示されている。シェースは1789年8月27日に「封建的権利の買い戻しについての覚書」を議会に提出している。ここでシェースは、「封建制」の廃止に関して議会が二種類の「封建的」権利を区別したことを述べた上で、買い戻しを正当化するために次のような所有論を展開している。

「自然状態においては人は財産 (propriété) をもたない。彼は自分にとってふさわしいあらゆるものを享受する。彼の財産 (sa propriété) は彼の住む地域のすべてである。彼は自分の独占するものすべてを享受する。彼は力が追い払うところまで、その状態に留まる。

社会秩序の確立は、この無制限の権利——この権利は各人が自然から受け取ったものであり、自分にとってふさわしいものを独占する権利なのであるが——に制限を加える。この一般的財産権 (ce droit de propriété universelle) は限定付きの財産権 (droit de propriété circonscrite) へと制限された。そして、この限界は、各人が占有するものに対してもつ権利を制限したが、それは社会契約の基礎となり、その保障が社会契約の目的となった。

社会は、自己の利益によって啓蒙されて、法律によって期間の定められた紛争のない占有 (possession) によってあらゆる財産 (tout propriété) の獲得を正当化する方法をさらにこの最初の所有の資格 (ce premier titre de propriété) につけ加えた。

それ故ふたつのものが財産 (une propriété) の獲得には要求された。占々とこの財産 (cette propriété) が紛争なく享受されるべき期間のふたつである。

この二つの条件が充されるとすぐに財産権 (la propriété) は神聖不可侵になった。国民は自らもそれを補償なしに市民から奪う権利をもはやもたない。なぜなら、たとえ公益によって全員の利益のために財産 (une propriété) の本質をかえることが国民によって認められたとしても、この財産 (cette propriété) の正当な占有者に補償をすることによってのみ国民はそれを行なうことができる。国民が犠牲を命じるこのような財産 (cette espèce de propriété) の享受をやめることによって、国民が認めた財産の獲得のために用いることができる代価を彼は獲得する。そうでない行為は掠奪である。

12世紀多くが封土授与の時代に、封授された土地は封授した者に帰属していた。少なくとも彼は占有者であった。数世紀に及ぶ期間によって、その財産 (fondes) の占有者とあれこれの貢租つきでかれからそれを受け取った者とでかわされた契約に、財産権 (la propriété) の神聖な性格が付与

された。……」⁽²³⁾

ここでの所有論は、社会秩序によって限界を付されていること、および法の定める期間紛争なしに占有することによって正当化されている。所有の社会的性格が強調されると同時に「紛争なき」「占有」が所有の基礎であるとされている。この所有論は「占有」による正当化と社会性の強調を特徴とする⁽²⁴⁾。

そしてシェースにとっては *propriété* とは具体的にはこの特権身分の経済的利益であり、シェースは「絶対王政下の経済的利益を、特権としてではなく、所有権としてとらえなおそうとしているのである。」⁽²⁵⁾それ故にシェースは「自己自身」→「労働」による所有論だけでは貫徹できず、この「覚書」のような別の所有論が必要となった。「労働による所有論はブルジョワ的所有は正当化することができるが、物的特権を説明することはできない。」⁽²⁶⁾からである。またシェースが7月草案において土地所有の理論は別であると述べているのは、この「覚書」の所有論と無関係ではありえないのではなかろうか。彼はブルジョワ的な所有論とともに既存の経済的利益・特権を正当化する所有論をももっていた。既存の特権を *propriété* へと組替えようとするシェースにとっては「自己自身」→「労働」による所有論のみではその目的は達し得ない。それを意識していたシェースは7月草案で土地所有については、「その理論は別」であるとの留保をつけ加えたのではないか⁽²⁷⁾。

このようにシェースが二つの所有論を必要としたように、制憲議会もまた二つの所有論を必要とするであろう。というのも議会もまた「封建的」権利の実質的な維持=*propriété* への組み替えを行なったからである。その際に明確な議会の所有論が展開されたわけではない。しかし議会が「封建的」権利を財産権として擁護するためには、少なくとも理論的にはこの「覚書」のような所有論が必要であったであろう。このように二つの所有論を議会やシェースが持つにいたったのは、後にも検討するとおり、おそらく彼らが既存の経済的基盤の上に将来の資本主義に道を開く所有論を築こうとしたからであろう。

〈2〉法律による財産権保障

89年人権宣言では、立法中心主義 (*légicentrisme*) とも呼び得るような、自然権保障のための法律の役割の重視がみられる⁽²⁸⁾。これは自然権のひとつに数えられた財産権の保障にも関わる重要な問題である。人権宣言はロック思想の

影響をうけて政治的結合の目的が自然権保障（2条）であり、各人の自然権の限界は他者の同種の権利を確保することのみである（4条）としつつ、法律は社会に有害な行為でなければ禁止できない（5条）と規定している。しかし他方で自然権の限界は法律によってのみ定め得る（4条）とし、さらにルソーの定式を借りて「法律は一般意思の表明である。」との規定（6条）をおいている。またほとんどの人権規定に「法律の留保」がおかれ、財産権に関しても適法に認められた公の必要がある場合には、事前の正当な補償を条件に収用が可能であるとされているのである。

ブルジョワジーのイデオロギーとしてのロックと民衆のイデオロギーとしてのルソーを対比するという観点からは、先にルソーの法律優位の思想の人権宣言への影響を論ずる際にそれに付した留保には注意が必要であろう（本稿Ⅱ〈3〉(3)）。ルソーの法律優位の所有論は、個人の独立と平等を確保するために、個々具体的な市民全員の参加による法律によって財産権を全面的に支配しようとするところにその意図がある。こうしたルソーの意図は人権宣言に正確には伝わらなかったようである。それは制憲議会が、ルソーのような人民主権を導入せずに制限選挙制を採用したこと、また財産の平等と結びつき得る民衆からの財産権制限の要求をことごとく排除したことにも表れている。それは結局は制憲議会の目指すところがブルジョワ的利益であったからであろう。それでは何故、その意図を正確に理解せず、部分的にしか受容しなかったとしてもルソーの定式が人権宣言に登場し、また法律に大きな信頼が与えられたのであろうか⁽²⁹⁾。新しい秩序を創り出す革命では法律という人為的な力が必要であり、それがひとつの理由であったことは確かである。しかしそれだけでは説明できないであろう。ここではその理由を所有・財産権論を中心にいくつか推測してみたい。

(1) ロックとルソーの混在

人権宣言の所有論の思想的背景を検討した際に（本稿Ⅱ〈3〉(4)）、私はシェースに代表されるようなロック思想とセルヴァンに代表されるような（一定の留保付きではあるが）ルソーの思想を対比して検討した。そして人権宣言においてはどちらが支配的であったとは言い切れず、それらが区別されずに混ざりあっていたのではないかと述べた。前者は自然権としての所有をなんらかの合意とは切り離して正当化するところに、後者は「社会契約」（すなわち一般意思

の表明たる「法律」)という合意によって所有を再構成し正当化するところにそれぞれ特徴がある。しかし前者にあってもそれを社会状態でより安定的に保障するために「法律」の介入をみとめるし、ルソーにおいても所有をまずもって「労働」によって説明するという姿勢がみられる。いかなる目的でどちらに重点をおきそれらをどう構成するのかによって両者は相対立する性格を持つけれども、両者とも自然権としての所有と法律での保障という構成要素をもっていた。これが両者の共存を可能にした一つの理由であろう。

また人権宣言は政治的結合の目的として自然権を掲げたうえでそこに圧政への抵抗も含ませるのであるから、大きな枠組みはやはりロックの思想であろう⁽³⁰⁾。しかし人権宣言成文にはそれと同時に明確なルソーの定式が登場する。これは制憲議会にとっては両者が並立不可能な体系ではなかったことを意味するのではないか。クレルモン・トゥネルが選挙人のすべてが一致している点としてあげた国家の「再生 (régénération)」⁽³¹⁾は、自然権の「忘却」(前文)からの「再生」によってなされると考えられていた。自然権は社会によって「確認」されるだけではなくて、「再生」されなければならなかった。その「再生」を実現する手段は市民の意思の力＝一般意思の表明である法律ではなかったか。フランスの人権宣言の特徴をなす4～6条が何を意味するのかについてS.リアルは「制憲議会の議員達は国民のために自然法の要請を具体化する立法権の理性に自信があったことを意味する。」⁽³²⁾と述べている。そこにルソーの体系が影響をもった理由があるのではないか。こうした意味でロックの体系とルソーの体系は共存していたし、混在していたのである。

(2) ルソーの定式における左派と右派の混在

「大恐怖」などに象徴される農民・民衆の脅威が89年の制憲議会にルソーの民衆的な思想を導入させたことはおそらく確実であろう⁽³³⁾。しかしそれだけでなく、保守派の側からも「法律」重視が主張されたことも指摘されている。例えば右派のリーダーの一人だったモーリー⁽³⁴⁾は、教会財産の没収に反対する文脈の中で、ルソーに言及して法律の役割を強調して次のように述べている。

「トゥーレ氏は個人と団体を区別する。これは巧妙な議論です。法に先だつ所有 (une propriété) とは空想です：それは法によってのみ存在するのである。ルソーは所有権 (la propriété) を労働による先占の権利であると定義する。そして法が介入することが必要です。というのもそこに収穫の確実

性がなければ誰も種をまきはしないからです。……

……また諸個人であっても法律なしに財産 (des propriétés) を所有し得るのだろうか？社会契約に先立つ財産権 (les propriétés) とはいったいどんなものなのだろうか？……

私たちはクロヴィスの時代以前から私たちのほとんどの財産を所持していた。……

その時以来私たちの財産 (nos propriétés) はあなた方のそれと同様に法律の保護下にあったのです。……」⁽³⁵⁾

こうした保守派の動向についてS. リアルは、保守派がアメリカの前例をあまりに「自然」でありすぎて過去の遺産（＝歴史）が重視されないことに脅威を憶えていたことと関連させている⁽³⁶⁾。議会の趨勢が「自然」権の宣言に傾いたとき、彼らは「自然を長い歴史の拘束のもとにおくのに適していると判断された法律を代償として高揚させようとした。」⁽³⁷⁾と述べている。モーリーの所有論には確かにそうした発想がみられる。そしてまた保守派は場合によっては農民・民衆層へも配慮しながら「自然」権の無制限な高揚に抵抗した。例えば中道右派に属するマルエ⁽³⁸⁾が「実定法によって変更されない自然権などけてない」のであって実定法による自然権の限界提示がなければ自然権自体が意味がないと述べて法律の重視を主張していることを私たちは既にみた。そのさい財産を持たない同胞の要求は「安定した労働による食糧の確保と厳格な規制と継続的保護」であり「自然的自由を拡大させるよりも正当な制限を設けることが必要である。」として農民・民衆層への配慮とともに、実定法による自然権の制限を主張していたのである（本稿Ⅱ〈3〉(4)）。そして「人権宣言の立法中心主義は保守派の抑圧的な悲観主義と左翼の理性主義的な楽観主義の入念に包み隠されたそしておそらく無意識の結婚による非嫡出子なのである。」⁽³⁹⁾とリアルは結論づけている。89年の法律重視の態度は、実はこうした意図をそこに込められていた。それはまったく別の主張ではあったが、いずれもルソーの思想に着想を得ているようである。そうであればこそまたルソーの定式が確定条項にもそのまま定着し得たのではないであろうか。

〈3〉財産権保障の限界

人権宣言で定められ制憲議会の法律によって具体化された財産権保障はいか

なる限界を持っていたかをここでまとめて整理しよう。人権宣言は自然権の限界として「社会の他の構成員の同種の権利の享有を確保する」ことを明記し、その限界は「法律によってのみ定めることができる」としている。それでは法律によってその限界はどのように設定されたであろうか。「他の構成員の同種の権利」の内容の定め方によっては財産の実質的平等の確保まで引き出すことが少なくとも理論的には可能だったかも知れない⁽⁴⁰⁾。しかし現実には議会在が定めた財産権の限界はそれとはまったく正反対の内容であった。

議会在が定めた限界の一つは「人」を直接の対象として支配することはできないというものであろう。「封建制」の廃止の際にも「人的権利」は無償廃止され財産権との結びつきを一切絶たれた。またいくつかの人権宣言草案にもそのことが示されていた。また教会財産をめぐる議論からは、主体が個人でなければならないことと公的性格をもたない財産でなければならないことが財産権の限界として示唆されている。また適法に確認された公の必要に対しては、事前で正当な補償という条件が充されれば財産権を主張することができない⁽⁴¹⁾。

これ以外にはほとんど無制限な財産権が認められ、農民・民衆の側から主張された生存のための財産権を保障するための、財産権の制限という主張は一貫して排除された。例えば農村共同体的な規制は「土地の独立」＝土地所有権の排他性を根拠に否定された。また穀物取引規制も財産権の不可侵の名のもとに否定されているのである。

V. 1789年人権宣言における財産権保障の目的

このように構成された財産権にはいかなる意図が込められていたであろうか。どの様な階層がこの財産権によって利益を得たかを素材として、この時期の財産権保障の目的を確認しておきたい。

まず「封建制」の廃棄について検討する。制憲議会在がとった「封建制」の有償廃棄という方式は何を意味するか。河野健二氏とともに次のように言うことができる。「本来の封建地代の基幹部分(オーラールによれば農民負担の四分の三)は、それが全面的に買取り可能になったという一点を除いては、依然として存続することが認められたのである。封建的負担のこの基幹部分が除去さ

れない限り、領主は土地所有者としてのこり、事実上の土地所有者たる農民は土地の利用権者たることはできても、土地の私的所有権を手に入れることはできない。農民が自己の保有地の法的な所有者となるためには、二十年か二十五年分の地代を支払わなければならないし、そのことは領主に莫大な利益をもたらして、彼らを財政難から救済し、ブルジョワ的富の所有者として再生させるであろう。領主たちに貸付その他の方法で寄生していた金融業者・商人などの特権ブルジョワジーもまたこの種の『封建制の廃止』を利用して利益をあげることができたであろう。』⁽⁴²⁾ここで示されているように、領主やそれに寄生していたブルジョワがこの方法の受益者といえる。ただこうした有償廃棄方式にさえ「妥協」できなかった貴族も少なからずいたようだ。こうした貴族たちが様々な形でこれに抵抗したのである⁽⁴³⁾。またブルジョワも一枚岩ではありえなかった。農民の反「封建」闘争の対象となったブルジョワもあった一方で、それを指導する「富裕な土地所有者」⁽⁴⁴⁾がいたという。ただ概してこの「封建制」廃止で利益を得ることが可能だったのは、「封建制」に一定の利害をもっていた貴族の一部と大ブルジョワであると評価できる。

また実際に買い戻しをおこなったのはどのような階層であろうか。ある実証研究では「農村の住民よりも都市住民の方が全体としてより多くの買い戻しを行った。都市住民は苦もなく自分達の財産を解放させることのできる富裕な所有者が集中している。様々なブルジョワ（商人、法律家、ディストリクトの行政や裁判所のメンバー）、高級官吏、領地の所有者は自分達の土地及び不動産の上の定期税および一般的には不定期税を買い戻した。十分な資金を持っており、多くの取引を実現していたので、彼らは制憲議会によって制度化された買い戻しのシステムから広く利益を得た。』⁽⁴⁵⁾とされている。さらに農民にとっては買い戻し料が高すぎたことに加えて、「封建的」諸税が本来払う必要のないものなのだという感情があり、そうした心理的要因も加わって農民はこのシステムから利益をえなかったようである⁽⁴⁶⁾。

教会財産の国有化と売却の過程でも、類似の傾向がみられるようである。ボンセルフやラ・ロシュフコーといった人々を中心に小農を擁護するために「土地所有者の数の増加」という目的を強調する勢力もあったが、財政秩序再建のために競売方式がとられ、大規模一括売却や支払い期限の短縮という方向に議会は動いていった。また大借地制度が発達していた北部からの要求によって、

売却される土地上の借地権が維持されたことも重要であろう⁽⁴⁷⁾。

ここでも具体的な売却結果を簡単にみておこう。M. マリオンの実証結果は、「件数においても購入額の大きさでも民衆に対してブルジョワジーがきわめて顕著な優越性をもっている。」⁽⁴⁸⁾ことを示している。商人や法律家、貿易商、医者、公証人、行政官吏といった職業範疇を含むブルジョワジーは、例えばジロンド県のある地域では件数では勤労者の約5倍、金額でもおよそ24倍の買入れを行なっている⁽⁴⁹⁾。またシェール県のある地域では件数ではラブルール・葡萄耕作者・日雇い農民の三範疇に属するものが、ブルジョワジーの三倍以上の買入れをおこなっているが、金額ではブルジョワジーが二倍弱上回っているという⁽⁵⁰⁾。これに対してルッチスキーは都市周辺ではブルジョワジーの優越がみられるが、農村地帯にいくほどその比率が低下することを指摘してブルジョワジーの優越を否定している⁽⁵¹⁾。この両者の見解について河野氏は次のような「想定」をされている。「立憲議会のうち出した90-91年の売却方式は、明らかに地主・ブルジョワジーに有利なものであり、そうした方法での教会財産の買い取りは、特に都市周辺の農村地帯で大がかりに進められたであろう。……しかし一般農民層はもちろん教会財産の売却を手をこまねいて見ていたわけではなく、たとい都市的な農村においても、自己の土地所有を拡充するために、積極的に行動したであろうことは、ルッチスキーとともに認めなければならない。」⁽⁵²⁾

農事法典の制定によって「土地の独立」が確立されたことをもあわせて考えると、総じて領主・地主・ブルジョワを中心とした既存の有産者へと排他的に土地を帰属させるということが議会の土地政策の目的であり、帰結であったと思われる。

また議会は穀物取引の自由を堅持し、民衆層から要求された「独占」による価格吊り上げを排除するための穀物取引の規制を厳罰に処されるべきものと考えた。しかしそうした状況下で「ひそかに私的な団結ないし談合による買い占めや価格の吊り上げが広範に存在していたであろうことは、容易に想像される。」⁽⁵³⁾であり、そこでの「自由」は、あらゆる社団の特権が廃止されたにも関わらず、「私的独占」の自由をも含むものであったといえる。こうした状況では領主制地代や様々な領主的権利で穀物を獲得した領主、また旧制下でも独占の主体であった穀物商人、大規模経営をおこなう大借地農や徴税請負人たちは

大量の穀物を獲得することができ、それを「自由」に売ることができるようになったであろう。

91年の「妥協路線」について遅塚忠躬教授は次のように述べている。「この路線は、人民大衆（とくにその大部分を占める農民大衆）にとって最悪の道であった。なぜなら、彼らは、単に経済的自由主義そのものによってプロレタリア化の道に追いやられるだけでなく、私的な談合による穀物価格吊り上げの横行に苦しみ、かつ、領主地代の買い戻しのために土地喪失の危機にさらされたからである。」⁽⁵⁴⁾すなわち91年体制の経済問題の指針であるあの人権宣言の「神聖不可侵」の財産権は、領主地代の買い戻しによって人民大衆に土地を与えず、私的な談合を排除しない経済的自由主義によって「独占」を擁護し、経済的自由主義そのものによって人民大衆をプロレタリア化するという目的をもつものであったといえることができる。

むすび

最後に今後の研究の課題を明確にするためにも、革命の進展との関わりで重要ないくつかの事項を視野において本稿のまとめをおこないたいと思う。

(1)

まず89年人権宣言の財産権の対象が広いものであったことが重要である。これは二つのことを意味する。一つはそこでの財産権が単に狭義の「所有権」に限らず、債権や無体財産権を含む「近代的」な「財産権」であったことである。もう一つはそこには「封建的」権利もまた含まれていたということである。89年人権宣言は「封建制」を神聖不可侵の財産権にとりこみつつ、「近代的」財産権を構成することをめざしていた。

そのことは財産権をひとつの所有論で正当化しきることを不可能にした。「自己自身」→「労働」による所有論は、譲渡不可能な「自己自身」から「労働」を切り離すことによって「労働」それ自体を自由な譲渡の対象とする理論を含んでいた。それは労働力しかもたない者も所有者として対等に市場に登場すること、他方でそれを買入れて「労働」を支配し他者の労働の産物を支配し得ることをも含意する。その意味で来るべき資本主義を正当化する「収奪の理論」であった。しかし同時に「自己自身」→「労働」による所有論は従来の「封建

制」から自由・独立の商品生産者を解放するための理論でもあった⁽⁵⁵⁾。それ故に「封建的」権利を財産権へと取り込むことはこの所有論ではなし得なかった。そこで持ち出されたのはシェースの「覚書」のような「紛争なき占有」による所有論であった。「神聖不可侵の財産権」という漠然とした定式はこうした曖昧さを妥協させるに適していた。

また財産権保障に際して法律が重要な役割をはたすべきであるという観念が議会内の各層に共通のものであったこともいくつかの所有論を共存させた理由であったかも知れない。

(2)

次に財産権がほとんど無制約な権利とされていることも重要である。「土地の独立」が宣言されて農村共同体的制約は排除された。また大借地農場の分割や小作条件の改善といった農民の要求も、財産権への制約要求まで高められ得る問題であった⁽⁵⁶⁾が、制憲議会では何等考慮の対象とはなっていない。また穀物取引の自由は財産権の行使の自由であるが故に護られなければならなかった。ここでも財産権制限の主張へと結びつき得る⁽⁵⁷⁾農民・民衆層からの生存確保のための穀物取引の制限の主張はことごとく排除された。そしてまたこの財産権行使の自由には「私的独占」の自由もまた含まれていたのであった。

こうした財産権は、買い戻しによって領主層が私的地主に転換しうる可能性を保障すると同時に、領主制に寄生していた都市商人や大借地農といったブルジョワに利益を確保し、地主も含めた人々の既存の経済的利益の上に資本主義に適合的な経済体制を創り上げようとするものであった。

(3)

こうした財産権をめぐる状況の中で、決定的な転換点となるのは1793年7月17日の「封建的」権利の無償廃止の実現である。これは二つの所有論の統合あるいは接近を意味するであろう⁽⁵⁸⁾。また1792年12月22日には穀物取引における「私的独占」の禁止が打ち出され、93年7月26日には生活必需品の私的独占が禁止される。これらの措置を通じて前近代的な要素が払拭され、財産権は完全にブルジョワの利益にそう、資本主義の発展に適合的なものとなったようにみえた。

しかしこれらは92年以降の農民・民衆運動の高揚の中で、農民・民衆層の要求を部分的に受け入れるという形で実現された。これらは農民・民衆層の小土

地所有と共同体的規制による生存の確保という「反資本主義的」要求によって実現されたのであった。それは経済的自由主義自体にも制限を加える要求であった。93年体制は生活必需品の最高価格制や穀物流通の規制などの措置をも同時に受け入れなければならなかった⁽⁵⁹⁾。

これらの事態は財産権論それ自体にも反映されてくる。92年8月10日の革命以来の農民・民衆運動の高まりは、農民・民衆のイデオログ達による様々な財産権（あるいはその制限）思想を生み出す⁽⁶⁰⁾。それらは議会においても影響力をもち、ロベスピエールのような人権、財産権論を登場させる⁽⁶¹⁾。また93年国民公会がつくりだすジャコバン憲法それ自体にも、一定程度の影響をもたらすであろう。財産権規定については、「封建的」内容が排除されて明確な定義規定がおかれる。またおそらく民衆層の反資本主義・反経済的自由主義の要求に対抗するために、営業の自由規定も明確に登場する⁽⁶²⁾。

こうした革命中期の財産権をめぐる諸階層の対抗と相互関係を詳細に検討することが今後に残された課題となる。この課題は、ますます激しくなる農民・民衆運動の、そしてそこから出される財産権思想（あるいは理論）の検討によって、また戦争や反革命の動きの中で農民・民衆層の財産権論に対処する議会のあり方の、そこから出された憲法・人権宣言それ自体の検討によって追求されなければならない。

註

- （1） 稲本洋之助「フランス革命と近代私法の形成」、深瀬忠一他『人権宣言と日本』勁草書房、1990年、141頁

なお、2条と17条の関係の他にも、1789年人権宣言と1791年憲法の関係が論じられなければならないであろう。詳論する余裕はないが、私は89年人権宣言が91年憲法の冒頭にその一部としておかれたことを重視し、両者を一体のものと理解する。したがって89年人権宣言は91年憲法制定後は91年憲法の人権規定の役割を果たしている。〈cf. J. Rivero 'Les Libertés' *La continuité constitutionnelle en France de 1789 à 1989*, L'Association française des constitutionnalistes, Paris, 1990, p. 154〉。ただし本稿で89年人権宣言と表現する場合は91年憲法の人権規定となった部分それ自体をも含めている。そして89年人権宣言は89年から91年にかけての制憲議会の基本法であると同時に、制憲議会の立法によってそれは具体化される。なお規範論的な面から別の理解をする見解として、樋口陽一「フランスにおける立憲主義の伝統的思考における『憲法』の観

念と人権」同『現代民主主義の憲法思想』創文社、昭和52年、41頁以下参照

- (2) 稲本前掲論文、138頁
- (3) 同論文、140頁
- (4) 同書、150頁の稲本発言、稲本洋之助「1789年の『人および市民の権利宣言』」東大社研編『基本的人権3』123頁以下参照
- (5) 稲本 前掲「フランス革命と近代私法の形成」137頁
- (6) 例えばある農民によって起草された宣言草案では *propriété de sa personne* という表現が繰り返し登場する (S. Rials, *déclaration des droits de l'homme et du citoyen*, Hachette, 1988, pp. 627~)。キュスティヌ (Custine) の宣言草案Ⅲ条も「何人も *sa personne* の唯一の *propriétaire* である。」(ibid. p. 645) とする。

また Sueur は *propriété* という語が「権利」と互換可能なものであったこととあわせて、制憲議会の中心的関心事が「自己自身」(*soi-même*) の *propriété* であったと指摘している (J.-J. Sueur 'Les Conceptions économiques des membres de la Constituante 1789-1791' *Revue de droit publique et de la science politique*, 3-1989, p. 802)。

- (7) この *la propriété* とは別に、「自由」が規定されていることからそれはいくつかかわれる。確かに *la propriété* は権利や自由と同様の意味を持つほどに広い射程をももちうるが、それは自由そのものとは区別されている。

稲本教授はその内容を、「自分自身の所有」=法人格の確立、「自分の行為や労働についての所有」=契約の自由・法律行為の自由、物的所有の三段階に整理し、近代私法の基本的カテゴリーである法的人格・私的所有・契約ないし法律行為に対応させている (稲本前掲論文136~138頁)。

- (8) cf. J. Morange 'La déclaration et le droit de propriété' *Droits*, No. 8 p. 108

なお稲本教授は8月26日に議会で採択された条項が *les propriétés* であることを示唆しておられる (稲本 前掲論文 134頁) が、資料的に確認できなかったのも、ここでは先述のとおりスュエルの説明ののちでしておく。

- (9) M. Suel, 'Déclaration des droits de l'homme et du citoyen: l'énigme de l'article 17 sur le droit de propriété' *Revue du droit publique et de la science politique*, 1974 No. 5, 1310, p. 1299

また無体財産権をはじめとする新しい形を含む *propriété* を現代の研究者が *la propriété* ではなくて *les propriétés* と表現すべきだと主張していることが引合いに出されている (ibid., p. 1301)。

- (10) 公用収用に関する17条のような定式は13世紀ごろから法律家によって要求され、革命期にまで引き継がれたもののようである。これにつき cf.

J. L. Mestre 'L'expropriation face à la propriété' *Droits*, No. 1, p. 55

～

- (11) Cf. Suel, op. cit., p. 1297, 宮沢他編『人権宣言集』岩波文庫, 1957年, 138頁および145頁参照
- (12) 稲本洋之助 前掲「1789年……」126頁参照
- (13) Suel は「17条は2条の論理的帰結であると思われた。」〈Suel, op. cit., p. 1303〉とし, Sueur も「17条で言及された la propriété の『神聖不可侵』性は2条の自然権と対をなしている。」〈Sueur, op. cit., p. 803〉とする。
- (14) Mavidal et Laurent, *Archives Parlementaires I Serie*, Paris, 1891 (以下 A. P. と略) t. 23, p. 199
- (15) A. P. t. 8, pp. 142～稲本洋之助「フランス革命と近代私法秩序」長谷川正安他編『講座 革命と法 第1巻 市民革命と法』171頁参照
- (16) 山本桂一「フランス各種領域における所有権とくに無体所有権の観念について(-)」『法学協会雑誌』87巻3号18頁
- (17) 同論文 20頁
- (18) A. P. t. 22, p. 257
- (19) Cf. F. Challaye, *Histoire de la propriété*, Paris, 1948, p. 36
- (20) 今村成和『損失補償制度の研究』有斐閣, 3頁
- (21) 同書 4頁
- (22) 「財産権は私法の分類の観点からは, 人格権や身分権に対立する意味で用いられる。一般的には物権・債権・無体財産権がこれに属するおもなものである……」〈藤木他『法律学小辞典』有斐閣, 1972年, 377頁〉
また憲法学においても「財産権とは, 所有権をはじめとするすべての財産的権利を意味し, 物権に限らず債権も, 無体財産権や営業権等も含まれる。」〈小林直樹『憲法学 上』323頁〉と理解されている。
さらに現代フランスにおいても人権宣言17条の解釈として「憲法は la propriété を(有体及び無体の)あらゆる財産的要素を享受し, 処分する権利と定義する。」〈F. Luchaire, 'La constitution et la propriété' Association française des constitutionnalistes, *Droit constitutionnel et droits de l'homme*, Paris, 1987, p. 143〉との見解が見られる。
- (23) A. P. t. 8, pp. 499～
- (24) 浦田一郎『シェースの憲法思想』勁草書房, 1987年, 208頁参照
- (25) 浦田一郎「革命初期のシェイエスの憲法思想」『一橋論叢』73巻2号117頁
- (26) 浦田 前掲書, 208頁
- (27) 7月草案での土地所有の理論が別であることの理由として示唆されている「社会的必要」とはいったい何を意味するのだろうか。シェースは「覚書」でやせた土地を有益なものにする唯一の手段としてサンス契約

が始められたと述べている。また十分の一税の買い戻しを主張する際も、十分の一税が農業に災いするものであることを認めて、買い戻しを主張していた〈cf. A. P. t. 8, p. 387〉。「社会的必要」の一つはおそらくこうした土地の生産性へのシェースの配慮の表れであろう。その意味では重農主義との関係を推測することも可能である〈稲本, 前掲「1789年の……」113～119頁, 127～130頁参照〉。ただしシェースのこれらの主張は「買い戻し」を強く擁護する文脈でなされたことにもまた注目する必要がある。また「特権一攻撃, 所有権一擁護」といっても、有償廃止によってその原理を積極的に実現するのではなく、特権を所有権として評価し直す、最も保守的な線を彼は考えていたようである。〈浦田前掲論文118頁, また浦田前掲書213頁参照〉とすれば、彼の土地の生産性への配慮はあくまでも「既存の」土地所有の枠組みの中で考えられていたであろう。そして「既存の」=「封建的」土地所有擁護の理論がこの「覚書」には示されているのである。

このような観点からはシェースの土地についての留保を、過度に近現代にまで通じるものとして普遍化してしまわぬことが重要であろう。かれが土地所有として擁護しようとしたのは、「封建的」権利を中心とした「封建的」土地所有関係なのである。なおこうした点について遠藤輝明「フランス革命史研究の再検討」岡田与好編『近代革命の研究 上』東京大学出版会, 1793年, 229頁, 浦田 前掲書209頁註(6)参照

- (28) *légicentrisme* という用語および概念は、89年人権宣言の特徴としてまたそこにおける諸矛盾の象徴的な表現として様々な論者によって論じられている。詳論は別の機会に譲らざるを得ないが、当面 Rials, op. cit. pp. 364～, L. Jaume, *Déclarations des droits de l'homme*, Paris, 1989, pp. 60～参照
- (29) このようにルソーの意図を十分に反映していない、あるいは誤解を前提としたような思想をも、ルソー思想の影響としてひとまとめに論ずることには問題があるかもしれない。しかしルソー思想をブルジョワ的所有を正当化するロックと厳密に理論的に対置するだけでなく、たとえ「形式的に」であってもルソーが人権宣言に定式化されたこと、その背後にある誤解や歪曲にも目をむけることもまた重要であるように思う。それはまた当時のルソーやロックの理解の仕方にも目をむけることにもつながるであろう。
- (30) cf. Rials, op. cit., pp. 381～382
- (31) A. de Baecque・W. Schmale・M. Vovelle, *L'An 1 des droits de l'homme*, CNRS, 1988, p. 89, cf. Rials, op. cit. pp. 466～477
- (32) cf. Rials, op. cit., p. 370

こうした法律重視の態度は、アメリカの事情と比較するとより明らかになる。アメリカはやがて法律の合憲性コントロールを制度化するよう

に、自然法と実定法の矛盾を認め、立法権をも含む権力が不完全であることを認め、その権力によって自然法が無視されてしまわぬように権力を制限しようとした。しかしフランスの制憲議会の人々はそれとは明確に異なる態度を示した。「彼らは、必然的に不完全な権力から人権を守ることで満足するよりも、人権を出発点として完全な権力を合理的に創りあげることを望んだ。このような力学のなかでは、不完全な法律に対する人権の慎重な保障という問題は、完全な法律による市民の権利という形での人権保障の達成という問題に置き換えられる。」〈*ibid.*, p. 371〉また制憲議会には「市民が人間を護るのと同様に法律は自然権を保障するであろうという深淵かつ直接的な自信があったのである。」〈*ibid.*, p. 398〉ともリアルは述べている。彼らの多くにとっては、法律は自然権＝人権と矛盾し得るものではけしなかった。

なお人権宣言を理念的には自然権思想に依拠しつつ、実定的構造としては法律による保障方式を採用したと説明するものとして樋口陽一『比較憲法』青林書院、改訂版、1986年、56頁参照

- (33) 杉原泰雄教授もこのような理由から89年人権宣言にルソーに代表される「人民主権」が示唆されていることを指摘している。杉原泰雄『国民主権の研究』岩波書店、1971年、213頁以下参照
- (34) 同書、203頁参照
- (35) A. P. t. 9, p. 640
- (36) cf. Rials, op. cit., pp. 367～
- (37) *ibid.*, p. 378
- (38) 杉原 前掲書204頁参照
- (39) Rials, op. cit., p. 369

こうした「法律」を媒介とした（ロック的なものも含めた）諸説の混在の背景には、「自然状態」から「社会状態」への単線的な移行では説明できないような「社会契約」観があるように思われる〈cf. *ibid.*, pp. 387～〉。

これらの問題は市民革命期の「人権」と「法律」の関係をめぐる問題として重要である。註(32)でふれた樋口教授の説明もふくめて、今後の検討課題としたいと思う。

- (40) cf., L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, tome 3, troisième ed., Paris, 1930, p. 657
- (41) ある司教が17条の規定について、「財産（des propriétés）の保障手段として示されたこの条項は、その財産をすべて『公の必要』という口実のもとに占拠することを目指しているにすぎないと彼は抗議した。」〈*Courrier de Provence*, No. X X X III p. 11, Cité par M. Gauchet, *La Révolution des droits de l'homme*, Éditions Gallimard, 1989, p. 122〉とされているのは興味深い。

- (42) 河野健二「フランス革命の土地改革」同著『フランス革命とその思想』岩波書店、昭和39年、153～154頁
- (43) 同論文156頁参照
- (44) 同論文159～160頁参照
- (45) J.-N. Luc, 'Le rachat des droits féodaux dans le département de la Charante-Inferieure (1789-1793)', *Contribution à l'histoire paysanne de la révolution française*, direct. par A Soboul, Paris, 1977, p. 345
- (46) cf. *ibid.*, pp. 342～343, p. 347
- (47) cf. Ph. Sagnac, *La législation civile de la Révolution française*, Paris, 1898, 河野 前掲論文173頁参照
- (48) M. Marion, *La vente des biens nationaux pendant la Révolution*, Genève 1974, p. 41
- (49) cf. *ibid.*, pp. 41～42
- (50) cf. *ibid.*, pp. 77～78, (河野 前掲論文179頁の表参照)
- (51) 河野 前掲論文 184頁参照
- (52) 同論文 184頁
- (53) 遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ』東京大学出版会、1986、53頁

遅塚教授はこの点を91年体制の支柱が基本的には「独占禁止・団結禁止」型の経済的自由主義であるとしたうえで、「封建的」権利の買い戻しを認めたことによりそれに一点の「留保」が必要であることとあわせて、この私的独占を一点の「不備」であるとしている。89-91年の経済問題を検討するに当たってはこうした視点は重要である〈遅塚同書47～56頁参照〉。

- (54) 遅塚 同書 56頁
- (55) 田中正司氏はロックの労働による所有論についてそれが「近代市民革命の二重の課題を反映して、その理論自体のうちに、解放の理論であると同時に収奪の理論としての構造をもっていた」〈田中正司『ジョン・ロック研究』(増補) 未来社、1975年、179頁〉と指摘している。
- (56) 例えばブルゴーニュの司祭カリオンは、小作条件の改善を要求する「覚書」のなかで、「あらゆる文書は財産権 (droit de propriété) についてしか語っていない。耕作者の労働にふさわしい報酬のことは無視されている。」〈G. Lefebvre, *Questions agraires au temps de la terreur*, 2e. ed., La Roche-sur-Von, 1954, p. 202〉として少数の所有者が自分に有利な法律に農民を服従させることの不正を追求している。遅塚前掲書181～182参照。
- (57) 例えば1792年になると、独占の取締りを主張する請願は、買占め人を批判して「これらの盗賊達は、財産権 (la propriété) だという。たがこの財産権なるものは国民に対する反逆罪ではないか。」として「正当な商

人達の財産権 (la propriété) を保障し、買占め商人の強欲をとりしめる」ことが民衆から主張されている (A. P. t. 37, p. 686)。柴田三千雄『パリのフランス革命』東京大学出版会、1988年、227頁参照。

(58) 稲本 前掲「フランス革命と近代私法の形成」140頁参照

(59) 遅塚 前掲書 257頁参照

(60) おもに都市を基盤として民衆を指導したジャック・ルー、ジャン・ヴァルレといったアンラジェや農民のイデオログであるドリヴィエといった人々は民衆・農民層の利害を体系化して人権・所有思想を構想するようになる。またそれらはやがてバブーヴィスムへと継承されていく。ここではさしあたり、アンラジェについては辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』日本評論社、1989年、333頁以下、ドリヴィエについては遅塚 前掲書131頁以下またバブーフについては杉原泰雄『人民主権の史的展開』岩波書店、1978年、111頁以下をそれぞれ参照。

(61) ロベスピエールもまた生存権の保障を重視し、財産権を制限するという構想をもち、それを人権宣言草案として93年4月24日国民公会に提出している。これらの点について辻村 前掲書258頁以下、416頁以下、および遅塚 前掲書 211頁以下参照

(62) 樋口陽一教授は、市民革命期にあっては初期独占解体による自由放任主義の土俵作りのために、営業の自由は国家から諸個人に強制されるものであったことを強調し、89-91年の「上からの近代的再編」の時期ではなくて、93年段階でこの規定が登場したと述べておられる(樋口陽一「フランスにおける Constitution のありかたと dirigisme の概念」高柳信一他編『資本主義法の形成と展開』東京大学出版会、1972年、306～307頁)。営業の自由 (liberté de travailあるいは liberté du commerce (et industrie)) が同業組合その他の中間団体からの自由を意味したことは確かであろう。しかしダラルド法制定作業におけるダラルド発言において彼は travailler の能力を propriété から引きだしていたこと(本稿Ⅲ<4>(2))、重農主義影響下において liberté du commerce は財産権の行使と考えられていたこともすでに確認した(本稿Ⅲ<2>)。これらの点から判断すればやはり営業の自由は「神聖不可侵の財産権」に含まれていたと考えるべきではないであろうか。そして93年にあらためてそれが人権宣言に登場するのは、それを制限しようとする民衆層の要求への防壁としてではないであろうか。遅塚忠躬「書評・『資本主義法の形成と展開』『社会科学研究』25巻3号、83頁参照、cf. Sueur, op. cit., p. 811